

お知らせ

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分な安全情報提供・安全供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、当院では、医薬品の安定供給に資するため以下の取り組みを行っています。

- 後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っています。
- 医薬品の供給が不足等した場合には、治療計画等の見直しについて適切に対応すると共に、投与する薬剤を変更する場合には、患者さんへ十分に説明を行います。

後発医薬品の使用について、ご理解ご協力をお願い致します。